

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第 6 号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

(労務職員採用の選考に関する規則)

第 1 条 労務職員採用の選考に関する規則（平成 4 年 10 月人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資 格 要 件	項	職	資 格 要 件
1	[略]	[略]	1	[略]	[略]
2	調理員 防疫手 営繕工 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（ただし、高速鉄道車掌及び駅掌については <u>27</u> 歳未満）の者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。	2	調理員 防疫手 営繕工 <u>造園手</u> 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 <u>予防衛生業務員</u> 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 <u>甲板員 機関員</u> 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 <u>介護業務員</u> 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（ただし、高速鉄道車掌及び駅掌については <u>23</u> 歳未満）の者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。
3	助手（電工 防疫手 営繕工 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 施設管理員 管理員の助手に限る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。 (2) 電工助手については、採用後の修習訓練により適当な期間内に職に必要な技能等を取得するに至る見込みが確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。	3	助手（電工 防疫手 営繕工 <u>造園手</u> 機械操作手 衛生業務手 <u>予防衛生業務員</u> 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 <u>甲板員 機関員</u> 施設管理員 管理員の助手に限る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。 (2) 電工助手については、採用後の修習訓練により適当な期間内に職に必要な技能等を取得するに至る見込みが確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。